

第101回北海道国土利用計画審議会

議事録

開催日時：令和2年1月23日(木) 10:00～11:19
開催会場：第二水産ビル 3階3G会議室

第101回北海道国土利用計画審議会

- 次第
- 1 開 会
- 2 挨 拶
- 3 議 題

○北海道土地利用基本計画（計画図）の変更について

- 4 その他
- 5 閉 会

○ 出席者 (委員側)

会長	中 村 太 士
委員	伊 澤 珠 樹
〃	石 崎 香 理
〃	大 場 英 彦
〃	小野寺 理 佳
〃	川 村 志 麻
〃	迫 田 宏 治
〃	椎 野 亜紀夫
〃	塩 越 康 晴
〃	永 野 仁 子
〃	平 間 育 子

(道側)

総合政策部政策局	計画推進担当局長	谷 内 浩 史
総合政策部政策局土地水対策課	課長	吉 野 紀 之
〃	主幹	村 上 宏

(事務局)

総合政策部政策局土地水対策課	主査	高 田 英 明
〃	専門主任	西 野 敬 史

(関係課)

環境生活部環境局環境政策課	専門主任	佐 藤 軌 文
環境生活部環境局生物多様性保全課	主査	椿 原 匠
農政部農業経営局農地調整課	主査	上 杉 伸 一
〃	専門主任	日 下 まゆみ
水産林務部林務局森林計画課	主幹	園 木 弘 文
〃	主査	中 川 みちよ
〃	主事	伊ヶ崎 佑 介
水産林務部林務局治山課	主査	多 田 修 幸
建設部建設政策局維持管理防災課	主査	村 中 利 之
建設部土木局河川砂防課	主査	松 本 勝 治
建設部まちづくり局都市計画課	主査	野 並 克 弘

1 開会

□ 事務局（吉野課長）

予定の時刻となりましたので、ただ今から、第101回北海道国土利用計画審議会を開催いたします。私は、本日の司会を務めさせていただきます総合政策部政策局土地水対策課長の吉野でございます。よろしくお願いいたします。それでは、審議会の開催に当たりまして、総合政策部政策局計画推進担当局長の谷内よりご挨拶を申し上げます。

2 挨拶

□ 事務局（谷内局長）

おはようございます。総合政策部政策局計画推進担当局長の谷内でございます。本日はお忙しい中、審議会にご出席いただきましてありがとうございます。本日の審議会でございますが、土地利用基本計画の計画図の変更につきまして8件の審議案件がございます。委員の皆様からのご意見をいただいた上で、土地利用基本計画の計画図の変更手続きを行いたいと思いますので、本日も審議の程、よろしくお願いいたします。

また、申し添えますと、皆様方に務めていただいております本審議会の第15期の3年間の任期が今月31日をもって満了ということでございまして、満了に伴いまして、多くの委員の方々がご退任されるということでございまして、本日の審議会、第15期の委員の方々でご審議いただく最後の審議会ということでございます。そうしたことも含めまして、本日もまた色々ご意見を頂戴できればと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

3 会議成立

□ 事務局（吉野課長）

本日の審議会における出席委員数についてでございますが、委員総数15名のうち、11名の委員のご出席をいただいておりますので、北海道国土利用計画審議会条例第6条第2項の規定により会議が成立していることを、ご報告申し上げます。次に、本審議会につきましては、北海道情報公開条例第26条によりまして、会議を原則、公開することとしております。また、会議の議事録につきましても同様の取扱いとなりますので、後ほど、会長に議事録署名委員のご指名をお願いいたします。それでは、早速、議事に入ります。議事の進行につきましては、中村会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

4 進行役交替

□ 中村会長

はい。おはようございます。朝早くから、また、年度末の忙しいときに集まっただきありがとうございます。先程、局長からお話があったように、この会議で私も会長職が最後ということで、最後にまたご挨拶したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

雪が少なく、産業だとか生物だとかのいろんな問題がこの春先に出てくるのではないかと思います。こちらに来て40年くらい経つのですが、こんなに少ないのは初めてではないのかなと思います。これからも色んなことで国土の利用について検討しなければいけないことも出てくると思いますので、よろしくお願いいたします。それでは第101回北海道国土利用計画審議会の進行を進めたいと思います。

5 議事録署名委員の指名

□ 中村会長

議事に入ります前に、先程、事務局から説明がありました議事録署名委員について指名させていただきます。議事録への署名につきましては、私、会長と会議の都度、私が指名する2名の計3名が行うことになっておりますので、ご了承ください。今回は伊澤委員と石崎委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

6 諮問

□ 中村会長

それでは、早速ですが、議題の「北海道土地利用基本計画（計画図）の変更について」です。これについては、お手元に知事からの諮問文の写しが配付されていると思います。令和2年1月17日付けで知事から本審議会に諮問がありましたので、この件について審議して参りたいと思います。

それでは、事務局の方から説明をお願いしますが、事務局から聞いたところ、最初の3件は森林地域を拡大する案件であるということで、まず、それを一括して説明していただき、一旦そこでご意見・ご質問を受けたいと思います。残りの5件、森林地域を縮小する案件ですので、また一括して受けたいと思います。よろしくをお願いします。

7 議事（北海道土地利用基本計画（計画図）の変更について）

□ 事務局（村上主幹）

土地水対策課の村上でございます。よろしくお願ひいたします。「北海道土地利用基本計画（計画図）変更について」ご説明いたします。お手元に「国土利用計画審議会資料」と表紙にあるフラットファイルをお配りしております。このファイルには審議会に關します資料を綴っておりまして、審議会の都度、机に置かせていただいております。この後のご説明で、またこのファイルを参照いただきます。

それでは、ご承知のこととは存じますが、土地利用基本計画について、ご説明させていただきます。資料1「土地利用基本計画について」の1ページ「国土に関する諸計画」という図をご覧ください。お手元の資料以外でも、プロジェクターによるスライドも用意しておりますので、併せてご覧ください。真ん中に赤い文字で北海道土地利用基本計画とあるところです。この計画について「北海道レベルの土地利用の調整と大枠の方向付け」と書いております。具体的に申しますと、この基本計画は、土地利用に関する諸法律を通じて開発行為の規制を行うための基本であり、各個別規制法による諸計画を調整する役割を果たすべきものとなっております。個別規制法とは、この図の右に記載しております「都市計画法」、「農業振興地域の整備に関する法律」、「森林法」等のことを言います。

都市計画法や森林法などの個別規制法の指定地域に変更が生じて、これに対応する土地利用基本計画の五地域区分の変更を要する地域がある場合には、あらかじめ土地利用基本計画図の変更を行うこととしており、必要な調整を図っています。この変更に際しては、国土利用計画法第10条の規定により、審議会、国土交通大臣及び関係市町村長に意見を聴くこととされており、本審議会の開催がこれにあたります。今、五地域という言葉が出てきましたが、次の2ページ「五地域区分の定義等」をご覧ください。五地域というのは、都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域の五つの地域です。

例えば、森林地域は、「森林の土地として利用すべき土地があり、林業の振興又は森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域」であり、運用上では、森林法に規定されている国有林と地域森林計画対象民有林に指定、又は指定が予定されている地域です。

次の3ページの「重複地域における土地利用の調整指導方針」をご覧ください。五地域がそれぞれ重複する場合における土地利用について、図表にしたものです。

例えば、左側の五地域区分の「森林地域」の「その他」と上段の「農業地域」の「その他」がクロスしているところを見ますと、「⑤」と数字が入っております。これはこのページの下の方の凡例に説明があります。「⑤」をご覧ください。「森林地域」の「その他」と「農業地域」の「その他」は、「森林としての利用を優先するものとするが、森林としての利用との調整を図りながら農業上の利用を認める」ということになっております。

次に「審議のポイント」について説明させていただきたいと思ひます。

4ページをご覧ください。ここでは、変更案件について、委員の皆様にご審議していただく際のポイントを整理したものです。道土の適正かつ合理的利用のため、「国土利用北海道計画や北海道土地利用基本計画との整合性がとれているか」、「重複地域も含め地域変更後の五地域区分の設定が適切か」などについて、総合的な見地からご審議いただければと存じます。

まず、ポイントの1「国土利用北海道計画や北海道土地利用基本計画との整合性がとれているか」ですが、これは、国土利用北海道計画や北海道土地利用基本計画に掲げられている「道土利用の基本方向」や「土地利用の基本方向」、「土地利用の原則」などと整合性が図られているか

どうかということでございます。

ポイントの2「重複地域も含め地域変更後の五地域区分の設定が適切か」ですが、これは、変更後の重複の設定も含めまして、土地利用基本計画に掲げられている「土地利用の原則」等に照らし、五地域の設定あるいは変更が妥当かどうかということでございます。

ポイントの3「重複地域における地域変更は、土地利用基本計画の土地利用の優先順位等に即しているか」ですが、これは、変更前に五地域が重複している場合において、土地利用基本計画の土地利用の優先順位を勘案した変更となっているかどうかということでございます。

最後に、ポイント4「特定の地域における地域変更が、他地域へ悪影響を与えていないか」ですが、これは、土地利用基本計画の五地域区分を変更したときに、変更区域と隣接する五地域の区域に影響があるかどうかということでございます。

例えば、都市的土地利用が行われている都市地域が広くゾーニングされている中に、ぽつんと農業地域を編入しようとする案件があったとしますと、これは適切な都市的土地利用を阻害するのではないかと、というようなものでございます。また、開発行為に伴う周辺への影響などにつきましては、個別規制法の許可申請の段階で審査等が行われることになっておりますので、今回の案件のうち、森林地域の縮小については、森林法に基づく開発行為となったものです。本審議会で、五地域への影響について検討・協議する際には、総合的な視点から見てどうか、ということになりますので、よろしくお願いたします。

それでは、「土地利用基本計画図変更内容について」ご説明いたします。資料2の「土地利用基本計画図変更内容説明書」をご覧ください。土地利用基本計画図変更内容について1枚お開き願ひまして、変更地域の概要を2ページで取りまとめたものですが、本日は、森林地域の拡大3件、森林地域の縮小5件の合計8件について、ご審議いただくこととしております。整理番号1から3が「森林地域の拡大」、4から8が「森林地域の縮小」でございます。まず、「森林地域の拡大」の3件について、続けてご説明します。

それでは、1ページをご覧ください。整理番号1「札幌森林地域の拡大」について、案件の概要をご説明いたします。北海道地図にピンク色で塗りつぶしているのが、札幌市の位置となりますが、以後の案件におきましても、該当市町村の位置をピンク色で表示いたします。変更理由ですが、本案件は既に都市緑地法に基づく特別緑地保全地区に指定されておきまして、今後、森林としての利用・保全を図るため、森林地域の拡大を行うものです。新たに森林地域に指定する面積は、10ヘクタールです。個別規制法との関係については、石狩空知地域森林計画対象民有林の変更手続きを行うこととなります。なお、以後の案件につきましても、すべての森林計画区において地域森林計画対象民有林の変更手続きを行う必要があることから、個別規制法の措置に関する説明は、以後省略させていただきます。個別規制法の審議会の状況につきましては、北海道森林審議会が12月19日に開催され、当案件に係る地域森林計画の変更については、適当である旨の答申がなされておきしております。なお、これにつきましても、本日の案件については、すべて同審議会にて「適当である」旨の答申がされておきしておりますことから、以後省略させていただきますので、ご了承願ひます。

次に、国土利用計画法では、土地利用基本計画を変更する場合は、あらかじめ当審議会のほか、国土交通大臣及び市町村長から意見を聴くこととされており、当案件につきましては、札幌市長から「特に意見のない」旨回答をいただいております。また、国土交通大臣の意見聴取につきましては、審議会終了後に手続きを行う予定としておきしております。なお、本日の案件につきましては、すべて関係する市町村長から「意見なし」との回答をいただいておりますので、意見の聴取状況につきましても、以後省略させていただきます。引き続き、1ページ中段の「変更地域に係る五地域の指定状況及び変更内容」についてですが、現在は、都市地域のみですが、変更後は、都市地域と森林地域の重複地域となります。

2ページをご覧ください。変更地域は、札幌市内の2地区で上野幌地区と真駒内地区になります。上野幌地区の方はJR上野幌駅に近接する地域です。真駒内地区は、国道453号線沿いの豊平川と真駒内川の間位置する地域です。

3ページをご覧ください。これは、上野幌地区の指定されている地域及び区域をすべて表示した土地利用基本計画図です。ピンク色の部分が、森林地域に拡大する区域です。変更区域は赤で囲まれた「都市地域」と重複しておきしております。

4 ページをご覧ください。これは、上野幌地区の森林地域のみを表示した土地利用基本計画図の拡大図です。森林地域を拡大する区域は、ピンク色の部分です。

5 ページをご覧ください。右上は、国土地理院の航空写真です。他の緑地とも接している状況がわかると思います。写真の1、2は昨年11月に変更区域を撮影したもので、森林となっております。

6 ページをご覧ください。こちらは、もう一つの真駒内地区の指定されている地域及び区域をすべて表示した土地利用基本計画図です。ピンク色の部分が、森林地域に拡大する区域です。変更区域は赤で囲まれた「都市地域」と重複しております。また、既に指定されている緑色の斜線で示された「森林地域のその他」に接しています。

7 ページをご覧ください。これは、真駒内地区の森林地域のみを表示した土地利用基本計画図の拡大図です。森林地域を拡大する区域は、ピンク色の部分です。

8 ページをご覧ください。右上は、国土地理院の航空写真です。こちらも他の緑地とも接している状況がお分かりいただけるかと思います。写真の1、2は昨年11月に変更区域を撮影したものです。

続きまして、この変更区域に関する審議のポイントについてご説明いたします。まず、ポイント1に関しては、フラットファイルのインデックス「土地利用基本計画」では、9ページになりますが、第2の1の「(1)都市地域」の、そのアで「市街化区域」についての「土地利用の原則」の記載がありまして、下から3行目で「当該区域内の樹林地、水辺地等で良好な生活環境を維持するために不可欠な自然環境を形成しているものについては、積極的に保護、育成を図る。」となっております。当該地はこれに該当し、土地利用基本計画との整合性はとれているものと考えます。計画書では11ページになりますが、「(3)森林地域」の冒頭では、「森林地域は、森林の土地として利用すべき土地があり、林業の振興又は森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域」であるとされており、変更区域は、森林として整備されていくことから、森林地域に指定することは支障ないものと考えられ、土地利用基本計画との整合性はとれているものと考えます。

ポイント2に関しては、お手元の資料1の3ページ、「調整指導方針」を併せてご覧いただきたいと思いますが、本案件につきましては、「都市地域の市街化区域」の中に「森林地域のその他」を設定しようとするもので、都市地域と森林地域が重複する地域となりますが、両者の重複は認められておりますので、支障がないものと考えております。

次にポイント3に関しては、これは、変更前に五地域区分が重複している場合において、土地利用基本計画の土地利用の優先順位を勘案した変更となっているかどうかということですが、変更前は五地域が重複していませんので、この項目については該当していません。

最後にポイント4に関しては、変更区域は、現状、他の緑地等と接しており、一体となって利用が図られるものであることから、森林地域への変更による他地域への悪影響はないものと考えます。以上が「札幌森林地域の拡大」についてでございます。

続きまして、整理番号2「当別森林地域の拡大」についてでございます。9ページをご覧ください。変更理由ですが、本案件は森林環境保全整備事業により、平成30年11月から令和元年6月にかけて植栽を実施し、森林としての利用・保全を図る必要があるため、森林地域を拡大するものです。新たに森林地域に指定する面積は、7ヘクタールです。森林環境保全整備事業は、国の補助事業で、道も上乗せ補助をしていますが、植栽や間伐等の森林施業や、森林作業道等の路網整備などを行うもので、事業主体は地方公共団体や森林組合、森林所有者などとなっております。事業主体は当別町森林組合です。現在、トドマツが植栽されている状態です。「変更地域に係る5地域の指定状況及び変更内容」についてですが、現在は、都市地域と農業地域が重複していますが、変更後は、都市地域、農業地域、森林地域が重複することになります。

10ページをご覧ください。変更区域は当別町字上当別です。変更区域は、JR石狩当別駅から北に約6キロメートルで、石狩市との境界近くに位置し、その麓には複数のゴルフ場がございます。

11ページをご覧ください。こちらは、指定されている地域及び区域をすべて表示した土地利用基本計画図です。ピンク色の部分が森林地域に拡大する区域です。変更区域は「都市地域のその他」、オレンジ色のポツポツで色塗りされた「農業地域のその他」と重複しています。

12ページをご覧ください。これは、森林地域のみを表示した土地利用基本計画図の拡大図です。森林地域を拡大する区域は、ピンク色の部分です。森林地域と多く接しているのがわかります。

13ページをご覧ください。右上が国土地理院の航空写真です。写真の1、2は昨年11月に変更区域を撮影したものです。

続きまして、この変更区域に関する審議のポイントについてご説明いたします。まず、ポイント1に関しては、本案件は「都市地域のその他」及び「農業地域のその他」が重複している中に「森林地域のその他」を新たに設定しようとするものですが、フラットファイルの「土地利用基本計画」の9ページになりますが、「(1)都市地域」の、ウで下から3行目で「用途地域を定めていない地域においては農林漁業との健全な調和を図りつつ、緑地保全地域などの指定により保全すべき区域を明確にし、市街地のいたずらな拡大は抑制することを基本とします。」となっておりますので、農業地域の他、当該地を森林としての利用することについて、土地利用基本計画との整合性はとれているものと考えます。

ポイント2に関しては、本案件につきましては、森林地域の拡大によりまして、都市地域、農業地域と重複することになりますが、資料1の3ページ、「重複地域における土地利用の調整指導方針」で、「森林地域のその他」は、「都市地域のその他」、「農業地域のその他」との重複は認められているおりますので、支障がないものと考えております。

次にポイント3に関しては、これは、変更前に五地域区分が重複している場合において、土地利用基本計画の土地利用の優先順位を勘案した変更となっているかどうかということですが、本案件は、「都市地域のその他」、「農業地域のその他」が重複しているところに、「森林地域のその他」が加わることとなります。これを「調整指導方針」を見ますと、凡例の③と⑤となり、③では「森林としての利用の現況に留意しつつ、森林としての利用との調整を図りながら都市的な利用を認める」とし、⑤では「森林としての利用を優先するものとするが、森林としての利用との調整を図りながら農業上の利用を認める」とされていることから、地利用の優先順位に即した変更となっているものと考えております。

最後にポイント4に関しては、変更区域は、森林地域に接しており、一体となって利用が図られるものであることから、森林地域への変更による他地域への悪影響はないものと考えます。以上が「当別森林地域の拡大」についてでございます。

続きまして、整理番号3「剣淵森林地域の拡大」についてでございます。14ページをご覧ください。拡大変更理由ですが、本案件は、森林環境保全整備事業により、平成30年9月から令和元年5月にかけて森林の整備されたことから、今後も森林としての利用・保全を図るため、森林地域に指定するものです。新たに森林地域に指定する面積は、13ヘクタールです。事業主体は土別地区森林組合です。現在、カラマツ、シラカンバ、ダケカンバが植栽されている状態です。「変更地域に係る5地域の指定状況及び変更内容」についてですが、現在は、農業地域のみですが、変更後は、農業地域と森林地域の重複地域となります。

15ページをご覧ください。変更区域は剣淵町の西原町です。JR剣淵駅からは北西に約7キロメートル先で、土別市との境近くに位置しております。

16ページをご覧ください。こちらは、指定されている地域及び区域をすべて表示した土地利用基本計画図です。変更区域は、オレンジ色のポツポツで色塗りされた「農業地域のその他」と重複しています。

次の17ページをご覧ください。これは、森林地域のみを表示した土地利用基本計画図の拡大図です。森林地域を拡大する区域は、ピンク色の部分です。森林地域に接している状況がわかると思います。

18ページをご覧ください。右上が、国土地理院の航空写真です。周囲には森林や農地が広がっております。写真1、2は昨年の11月に撮影した変更区域の写真です。

続きまして、この変更区域に関する審議のポイントについてご説明いたします。まず、ポイント1に関しては、本案件は「農業地域のその他」の中に「森林地域のその他」を新たに設定しようとするものですが、そもそも農業地域は、農用地として利用すべき土地があり、総合的に農業の振興を図る必要がある地域として、広くゾーニングされている地域ですので、今後、森林としての利用・保全されていくことから、森林地域に指定することには支障ないものと考えており、

土地利用基本計画と整合性はとれているものと考えます。

ポイント2に関しては、本案件につきましては、森林地域の拡大によりまして、農業地域と重複することになりますが、「調整指導方針」で、「森林地域のその他」は、「農業地域のその他」との重複は認められておりますので、支障がないものと考えております。

次にポイント3に関しては、これは、変更前に五地域区分が重複している場合において、土地利用基本計画の土地利用の優先順位を勘案した変更となっているかどうかということですが、変更前は五地域が重複していませんので、この項目については該当しておりません。

最後にポイント4に関しては、変更区域は、森林地域に接しており、一体となって利用が図られるものであることから、森林地域への変更による他地域への悪影響はないものと考えます。以上が、「森林地域の拡大」案件となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

□ 中村会長

はい、ありがとうございます。それでは、今の3つの案件、どれでも結構ですので、ご質問・ご意見がありましたら挙手願います。

□ 永野委員

1番の札幌の案件でお訊きたい。上野幌と真駒内の森林地域の拡大ということですが、この資料の5ページと8ページの現況の写真を見るかぎり、森林地域を拡大していただけるのはありがたいのですが、現状を見たら正直、全然手入れがされていないです。特に5ページの2番の写真。カラマツの類いだと思うのですが、普通きちんと管理していたらこんなガリガリ木にはならないんですよ。だから森林地域、真駒内もそうなのですが、雑木がメインだと思いますが、それで地域に指定しても整備主体はどうするのか、間伐は今後どうしていくのか。あと、当然経営計画の中にも含まれていかなければならないと思うのですが、その場合の整備主体はどこになるのか、また、地域森林整備計画に基づいてどのようなゾーニングに振り分けられるのか、それについて分かれば教えていただきたいのですが、いかがでしょうか。

□ 事務局（村上主幹）

まず、細かいことで申し訳ないのですが、まず5ページの2番の写真ですが手前の部分が写っておりますけれど、この部分は普通の民地でガーデンのキノコ栽培などをやっている部分でして、ここはゾーンから外れているということですが、土地は札幌市の土地になりまして、管理につきましても今後引き続き札幌市が行うこととなっております。ただ、森林計画のゾーニングですけれども、私共では分かりませんので、林務さんの方で分かるのであればお話ししていただければと思います。

□ 森林計画課（園木主幹）

森林計画課の園木と申します。ゾーニングにつきましては、今、手元に資料がないので分からないのですけれども。

□ 中村会長

後で答えていただくようなことはできますか。

□ 森林計画課（園木主幹）

はい。

□ 中村会長

では、分かり次第、この会議の後になってしまうかもしれませんが、ひとまず管理主体は札幌市が行っているということですね。

□ 事務局（村上主幹）

はい、そうです。

- 永野委員
真駒内もそうですか。
- 事務局（村上主幹）
真駒内もです。
ここは、特別緑地保全地区に指定されておまして、ここを管理しておりますのは札幌市みどりの管理課というところになります。
- 中村会長
特別緑地保全地区というのは札幌市が指定しているものですか。
- 事務局（村上主幹）
要件がありまして、都道府県がする場合と市がする場合とがあります。それで、都市緑地法による緑地保全制度の一つとして、こういった樹林地ですとか、草地ですとかで、無秩序な市街化等を防止することを目的に指定されるもので、特別緑地保全地区内では、建築行為、宅地造成行為などをするには原則として許可が必要という地区になっております。
- 永野委員
ちょっと追加になるかもしれないですが、ゾーニングとか両地区ともですね、共生林とかそういうことになったら、このまま現状のままだったら、とてもじゃないけれど目的を果たせないと思いますので、維持管理の方を徹底していただけたらと思いますので、その辺もよろしくお願いいたします。
- 中村会長
これは森林審議会の方で決まったことということなんですけども、一応そういう意見が出たということをお伝えいただければと思います。
- 事務局（村上主幹）
わかりました。
- 中村会長
特に人工林の方だと思います。カラマツ林が所謂ほうきのな形にされてしまうと、密度が高くなってしまって、これで見ると樹幹の上の方にしか葉っぱを付けないような形になってしまうので、風倒などを含めて、非常に弱くなり、これで言うところの他地域への悪影響が、倒れたりすると、及ぶ可能性があるんで、その辺をきちんと管理してくださいという意味だと思います。
- 事務局（村上主幹）
はい。
- 中村会長
よろしく申し上げます。他にどうでしょうか。

(発言なし)
- 中村会長
当別町の方と剣淵町の方について、森林地域を広げていただくのは結構なことですが、民有林だと思いますが、土地の所有はどこなのかということと、一見、農地に見えるのですが、過去は何だったのか、その辺を教えてください。

- 事務局（村上主幹）
当別の方は、個人の方が所有されている土地で、農業地域にもなっておりますけれども、特に畑等に利用されていた土地ではなくて、原野のまま利用されていたと聞いております。
それから剣淵ですけれども、こちらも個人の方が所有されており、平成元年くらいまでは牧場として利用されていたようですけれども、その後原野のまま利用されていない土地であったと確認しております。
- 中村会長
それで所有者が人工林に変えるということですね。
- 事務局（村上主幹）
はい。
- 中村会長
いかがでしょう。
- 椎野委員
同じ整理番号2（当別）と3（剣淵）で、変更理由の中では植林がされたというふうに書かれているのですが、13ページと18ページの写真を見る限り確認できないのですが、ここ以外の所で植林が既に実施されているのかということと、写真に写っている原野のようなところで、今後植林をされて森林地域という名前に相応しい景観に変わっていく見込みが高い、というように考えてよろしいのでしょうか。
- 事務局（村上主幹）
（18ページの写真1をスクリーンに投影）見づらいかもかもしれませんが、下の左側の方にピンクでリボンみたいなものが付いているのが見えると思うのですが、これは植林した苗木に付けられている印でございまして、基本的には植林は終わっております。私も見てまいりましたので。
- 中村会長
他いかがでしょう。

（発言なし）
- 中村会長
はい。それでは最初の札幌市の問題については、そういった意見が出たということを伝えて、しっかり管理してくださいということを札幌市にお願いをしていただければと思います。
- 事務局（村上主幹）
はい。
- 中村会長
それでは整理番号4以降についてご説明をお願いします。
- 事務局（村上主幹）
整理番号4「美唄森林地域の縮小について」でございまして。変更理由ですが、本案件は、森林法に基づき開発行為の許可を受け、産業廃棄物処分場を設置したことにより、土地利用が確定し、森林としての土地利用規制を必要としなくなったため、森林地域を縮小するものです。森林地域を縮小する面積は、6ヘクタールです。事業主体は民間です。開発にあたりまして、森林法に基づく林地開発行為として許可を受けており、1つ目、周辺に土砂の流出や崩壊、その他の災害を発生させるおそれがないこと。2つ目、流域内に災害を発生させるおそれがないこと。3つ目、

地域の水の確保に支障をきたすおそれがないこと。4つ目、周辺の環境が悪化しないこと、などの基準を満たした上で開発が施行されております。また、美唄市とは残置森林の維持管理に関する協定書を交わしております。治水上の措置は、変更区域内に河川はありませんが、近くを流れる河川として産化美唄川について、河川管理者（道）と協議の上、支障がない旨を確認しています。汚水は処理施設でPH（ペーハー）調整、混和、凝集、濾過、活性炭吸着等の処理後、産化美唄川へ放流することとなっております。「変更地域に係る五地域の指定状況及び変更内容」についてですが、現在は、「都市地域のその他」と「農業地域のその他」、そして「森林地域のその他」が重複していますが、変更後は、「都市地域のその他」と「農業地域のその他」となります。

20ページをご覧ください。変更区域は美唄市茶志内町です。JR美唄から約5キロメートル北東に進んだ所に位置しております。

21ページをご覧ください。これは、指定されている地域及び区域をすべて表示した土地利用基本計画図です。黄色の部分が、森林地域を縮小する区域です。変更区域は、「都市地域のその他」、オレンジ色のポツポツで色塗りされた「農業地域のその他」、「森林地域のその他」と重複している中にあります。

22ページをご覧ください。これは、森林地域のみを表示した土地利用基本計画図の拡大図です。森林地域を縮小する区域は、黄色の部分です。森林地域の中にあることがお分かりいただけるとと思います。

23ページをご覧ください。右上が国土地理院の航空写真です。写真1、2は昨年1月に撮影した変更区域の写真です。完成した産業廃棄物最終処分場の状況がお分かりいただけるかと思えます。

続きまして、この変更区域に関する審議のポイントについてご説明いたします。まず、ポイント1に関しては、フラットファイルの「土地利用基本計画」の11ページになりますが、「(3)森林地域」の、イの下から3行目、なお書きで「森林を他用途へ転用する場合には、森林資源の確保と林業経営の安定に留意しつつ、災害の発生、環境の悪化等公益的機能の低下を防止するよう十分考慮するもの」とされておりますが、本案件の産業廃棄物処分場の設置に際して、森林法など関係法令に基づき、適切に措置されていることから、土地利用基本計画との整合性は図られていると考えます。

ポイント2に関しては、引き続き、「都市地域のその他」と「農業地域のその他」が残ります。

次にポイント3に関しては、本案件は、「都市地域のその他」、「農業地域のその他」と「森林地域のその他」の重複地域において、産業廃棄物処分場の設置に伴い、森林地域を縮小するものですので、特に支障はないものと考えます。

最後に、ポイント4に関しては、周辺は森林が多く存在している区域であり、森林地域の縮小により、他地域への悪影響はないものと考えます。以上が「美唄森林地域の縮小」についてでございます。

続きまして、整理番号5「苫小牧森林地域の縮小」についてでございます。24ページをご覧ください。縮小変更理由ですが、本案件は、森林法に基づき開発行為の許可を受け、資材置場の造成により、土地利用が確定し、森林としての土地利用規制を必要としなくなったため、森林地域を縮小するものです。森林地域を縮小する面積は、6ヘクタールです。事業主体は民間です。治水上の措置は、変更区域内に河川はありませんが、近くを流れるペンケナイ川とパンケナイ川について、河川管理者（市）と協議の上、支障がない旨確認しています。「変更地域に係る五地域の指定状況及び変更内容」につきましては、現在は、「都市地域の市街化調整区域」と「森林地域のその他」の重複ですが、変更後は、「都市地域の市街化調整区域」のみとなります。

25ページをご覧ください。変更区域は苫小牧市字美沢です。旧千歳空港で現在の千歳飛行場の南側延長上で、道道泉沢新千歳空港線を挟んだ向かい側に位置しています。

26ページをご覧ください。これは、指定されている地域及び区域をすべて表示した土地利用基本計画図です。黄色の部分が森林地域を縮小する区域です。変更区域ですが、「都市地域の市街化調整区域」と「森林地域のその他」と重複している中にあります。

27ページをご覧ください。これは、森林地域のみを表示した土地利用基本計画図の拡大図です。森林地域を縮小する区域は、黄色の部分です。

28ページをご覧ください。右上が国土地理院の航空写真です。写真1、2は昨年11月に

撮影した変更区域の写真です。すでに資材置場が設置されている状況がお分かりになると思いますが、撮影の時にはまだ資材は置かれていませんでしたが、今後、活用予定です。

続きまして、この変更区域に関する審議のポイントについてご説明いたします。まず、ポイント1に関しては、前の案件同様に、本案件の資材置場の造成に際しても、森林法など関係法令に基づき、適切に措置されていることから、土地利用基本計画との整合性は図られていると考えます。

ポイント2に関しては、引き続き「都市地域の市街化調整区域」が残ります。次にポイント3に関しては、本案件は、「都市地域の市街化調整区域」と「森林地域のその他」の重複地域において、資材置場の造成に伴い、森林地域を縮小するものであることから、特に支障はないものと考えます。

最後に、ポイント4に関しては、周辺は森林が多く存在している区域であり、森林地域の縮小により、他地域への悪影響はないものと考えます。以上が「苫小牧森林地域の縮小」についてでございます。

続きまして、整理番号6「登別森林地域の縮小」についてでございます。29ページをご覧ください。変更理由ですが、本案件は森林法に基づき開発行為の許可を受け、太陽光発電施設を設置したことにより、土地利用が確定し、森林としての土地利用規制を必要としなくなったため、森林地域を縮小するものです。森林地域を縮小する面積は、5ヘクタールです。事業主体は民間です。治水上の措置は、変更区域内に河川はありませんが、近くを流れる河川としてクスリサンベツ川と大学の沢川があります。河川管理者（道及び市）と協議の上、支障がない旨確認しています。「変更地域に係る五地域の指定状況及び変更内容」につきましては、現在は、「都市地域の市街化調整区域」と「森林地域のその他」が重複しておりますが、変更後は、「都市地域の市街化調整区域」となります。

30ページをご覧ください。変更区域は登別市上登別町です。登別温泉地区から西に600メートルほどの丘陵地に位置しております。

31ページをご覧ください。これは、指定されている地域及び区域をすべて表示した土地利用基本計画図です。黄色の部分が、森林地域を縮小する区域です。変更区域は「都市地域の市街化調整区域」と「森林地域のその他」が重複している中にあります。

32ページをご覧ください。これは、森林地域のみを表示した土地利用基本計画図の拡大図です。森林地域を縮小する区域は、黄色の部分です。

33ページをご覧ください。右上が国土地理院の航空写真です。写真1、2は昨年11月に撮影した変更区域の写真です。太陽光発電施設が設置されている状況がお分かりいただけると思います。

続きまして、この変更区域に関する審議のポイントについてご説明いたします。まず、ポイント1に関しては、太陽光発電施設の設置に際し、森林法など関係法令に基づき、適切に措置されており、土地利用基本計画との整合性は図られていると考えます。ポイント2に関しては、引き続き、「都市地域の市街化調整区域」が残ります。次にポイント3に関しては、本案件は、「都市地域のその他」と「森林地域のその他」の重複地域において、太陽光発電施設の設置に伴い、森林地域を縮小するものであることから、特に支障はないものと考えます。

最後に、ポイント4に関しては、変更区域の周囲には森林が多くあり、森林地域の縮小による他地域への悪影響はないものと考えます。以上が「登別森林地域の縮小」についてでございます。

続きまして、整理番号7「上士幌森林地域の縮小」についてでございます。34ページをご覧ください。変更理由ですが、本案件は、森林法に基づき開発行為の許可を受け、農地造成により、土地利用が確定し、森林としての土地利用規制を必要としなくなったため、森林地域を縮小するものです。森林地域を縮小する面積は、7ヘクタールです。事業主体は民間です。治水上の措置は、変更区域内に河川はありませんが、近くを流れる河川として1の号川とナイタイ川があります。河川管理者（町及び道）と協議の上、支障がない旨確認しています。「変更地域に係る五地域の指定状況及び変更内容」につきましては、現在、「農業地域のその他」と「森林地域のその他」が指定されておりますが、変更後は「農業地域のその他」のみになります。

35ページをご覧ください。変更区域は上士幌町字上音更です。上士幌町市街地から約5キロメートル、国道273号線から西へ約3キロメートル入ったところに位置しております。

36ページをご覧ください。これは、指定されている地域及び区域をすべて表示した土地利用基本計画図です。黄色の部分が、森林地域を縮小する区域です。黄色の部分が変更区域ですが、「農業地域のその他」と「森林地域のその他」と重複している中にあります。

37ページをご覧ください。これは、森林地域のみを表示した土地利用基本計画図の拡大図です。森林地域を縮小する区域は、黄色の部分です。

38ページをご覧ください。右上が国土地理院の航空写真です。写真1、2は昨年11月に撮影した変更区域の写真です。農地を造成している状況がお分かりいただけるかと思えます。

まず、ポイント1に関しては、農地造成に際し、森林法など関係法令に基づき、適切に措置されており、土地利用基本計画との整合性は図られていると考えます。

ポイント2に関しては、引き続き「農業地域のその他」が残ります。次にポイント3に関しては、本案件は、「農業地域のその他」と「森林地域のその他」の重複地域ですが、農地造成に伴い、森林地域を縮小するものであることから、特に支障はないものと考えます。

最後に、ポイント4に関しては、農業地域でもある区域において、農地造成に伴い、森林地域を縮小するものであることから、他地域への悪影響はないものと考えます。以上が「上士幌森林地域の縮小」についてでございます。

続きまして、整理番号8「中標津森林地域の縮小」についてご説明いたします。39ページをご覧ください。変更理由ですが、本案件は、森林法に基づき開発行為の許可を受け、太陽光発電施設を設置したことにより、土地利用が確定し、森林としての土地利用規制を必要としなくなったため、森林地域を縮小するものです。縮小する面積は、6ヘクタールです。事業主体は民間です。治水上の措置についてですが、近くには標津川とタワラマップ川があります。河川管理者（道及び町）と協議した結果、支障がない旨確認されています。「変更地域に係る五地域の指定状況及び変更内容」につきましては、現在、「都市地域のその他」、「農業地域のその他」、「森林地域のその他」が重複しておりますが、変更後は、「都市地域のその他」と「農業地域のその他」となります。

40ページをご覧ください。変更区域は中標津町南中です。中標津町市街地から約1.2キロメートルで、市街地を通る国道272号線の南側に位置しています。

41ページをご覧ください。これは、指定されている地域及び区域をすべて表示した土地利用基本計画図です。黄色の部分が、森林地域を縮小する区域です。黄色の部分が変更区域ですが、「都市地域のその他」、「農業地域のその他」、「森林地域のその他」と重複している中にあります。

42ページをご覧ください。これは、森林地域のみを表示した土地利用基本計画図の拡大図です。森林地域を縮小する区域は、黄色の部分です。

43ページをご覧ください。右上が国土地理院の航空写真です。写真1、2は昨年11月に撮影した変更区域の写真です。太陽光発電施設が設置されている状況がお分かりいただけると思えます。

まず、ポイント1に関しては、太陽光発電施設の設置に際し、森林法など関係法令に基づき、適切に措置されており、土地利用基本計画との整合性は図られていると考えます。

ポイント2に関しては、引き続き、「都市地域のその他」と「農業地域のその他」が残ります。

次にポイント3に関しては、本案件は、「都市地域のその他」、「農業地域のその他」、「森林地域のその他」の重複地域において、太陽光発電施設の設置に伴い、森林地域を縮小するものであることから、特に支障はないものと考えます。

最後に、ポイント4に関しては、周囲は森林や農地が多くあり、森林地域縮小による他地域への影響はないものと考えます。以上が「森林地域の縮小」案件となります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

□ 中村会長

はい。ありがとうございました。

それでは、これについても、どの案件からでも結構ですので、4番から8番までありますが、よろしくお願いたします。

- 中村会長
整理番号4「美唄森林地域の縮小」で、少なくとも今回出された全ての案件というのは、例えば保安林指定されていてそれを解除するとか、森林法に基づいた方はクリアされているとっていいですか。
- 事務局（村上主幹）
はい。既に森林開発許可を受け、完了報告も終わっております。
- 中村会長
ちょっと気になったのが、説明の時に汚水という言葉を使ったような気がするんです。それでこの23ページを見る限り、掘ってあるだけで、汚水を処理するというような、そういうようなお話をされたような気がしたので、いったいどういう構造になっているのか、ここに溜めるだけだと思っていたんですけど。
- 事務局（村上主幹）
航空写真はまだ完成していない頃のもので、今、スクリーンに映しておりますけども、手前の大きく、真ん中にあるのが写真と同じ部分なんですけれども、写真ではなかなか全体像が写せなかったものですから、こちらがその写真と同じ四角い部分の埋めるところと、その下の方が水処理をする施設になります。
- 中村会長
ということは、何らかの形でこの四角い部分から左にある建物がそこから汚水処理場になるんですね。そこに何か水が流れる仕組みになっているんですか。
- 事務局（村上主幹）
はい。ここは管理・安定型最終処分場なんですけども、下の方に管などが通っておりまして、そこで水処理を行うことになります。
- 中村会長
シートか何かを敷いてやっているということですか。
- 事務局（村上主幹）
はい。シートをもちろん敷いています。
- 中村会長
23ページ右上の航空写真を見ると、沢山開発されている場所があるんですが、これは何ですか。
- 事務局（村上主幹）
これは過去に開発許可を受けて、同じように、例えば資料2でいきますと、黄色の丸で囲んだ右側に四角いのが見えると思うんですけど、これも管理・安定型最終処分場でございます。
- 中村会長
後ろで説明していただいた方が分かりやすいかと。
- 事務局（村上主幹）
(23ページをスクリーンに投影) ここが、現在のところですが、隣が同じように管理・安定型の最終処分場になりまして、こちらが(左下)が一般廃棄物の処理場に既になっております。沢沿いにあるんですけど、もっとこちらの方(航空写真の枠外左下)には、市が運営している一般廃棄物処理場がございます。あと、水処理を行う施設がここであつたり、先程の斜めになつ

た図のとおりとなります。

- 中村会長
ということは、かつての場所が満杯になったということですか。それで新しいところを造るということ。
- 事務局（村上主幹）
そういうことです。
- 中村会長
必ずそういうのには水処理場のようなものを、一つ一つについて付けていくということですか。
- 事務局（村上主幹）
そうです。
- 中村会長
分かりました。はい、どうぞ。
- 川村委員
関連した質問なんですけども、今回、産業廃棄物というお話ですけども、どんな廃棄物がこの処分場に入ってくるのか、もしご存じであれば教えていただきたいのですが。
- 事務局（村上主幹）
産業廃棄物施設というのは、大きく分けて3つありまして、一つは管理型最終処分場で、これは安定型最終処分場に埋め立てる以外の産業廃棄物で、有害物質の含有量が埋立判定基準以下である廃棄物を埋め立てる。ということで、管理・安定型というのは、有害物質の含有量が埋立判定基準以下であるものを埋め立てるもので、廃プラや瓦礫であったり、コンクリートであったり、雨水にさらされてもほとんど変化しないものというものであるそうです。遮断型最終処分場というのもありまして、ここにはないですけど、廃棄物の種類に関わらず埋立判定基準を超える有害物質を含んだ廃棄物を埋め立てるのが遮断型最終処分場ということでありまして。
- 川村委員
先程、出てくる水に対する処置に関して話があったんですけども、産業廃棄物の種類によって管理しなきゃいけない部分が変わってくるのかなと思ひまして。例えば一般廃棄物のようなものと水質の他に、例えばメタンだとかそういうものが、長年の間に出てきたりしますので、そういう管理も必要かなと思ひまして確認させていただきました。
- 中村会長
ここでやられている施設は、今ご説明のあった高いレベルの遮断型というのはないのですか。
- 事務局（村上主幹）
はい、遮断型はございません。
- 中村会長
他いかがでしょう。どうぞ。
- 迫田委員
5番、6番に関連してなんですけれども、特にこの周辺は胆振東部地震の震源地に近いと思うんですけども、5番あたりは写真を見ると平らな土地なのかなと思ひますが、6番は丘陵地に位置しているとのお話があって、この審議で言うと他地域への影響というのに関連するかもしれ

ないのですが、例えば周辺地域で今回の地震で森林が倒壊したとか、土砂が流出したとか、そういう地域なのかどうかというところで、何か情報をお持ちでしたらお教えいただきたい。

□ 事務局（村上主幹）

はい、どちらも現地に行ってみりまして、5番につきましては空港脇の平地で、まったく写真で写したままで、特に地震の影響を感じさせるようなところはありませんでした。それから、登別の太陽光発電のところですけども、確かに丘陵地にありまして、現地を見ましたけれども、この周りも含めて地震の影響を感じさせるようなところはありませんでした。

□ 中村会長

他いかがでしょうか。

（発言なし）

□ 中村会長

この審議会で、こういう議論は関係ないのかもしれませんが、太陽光発電のFITの固定価格買取を終えた段階での、一番恐れているのは放置で、その道総研での研究のアドバイザーみたいなものやっていると、色々な太陽電池があって、前のこの回でも言ったかもしれないですが、太陽電池によっては流れて問題となる汚染物質を含んでいる場合があり、何らかの形で終わった時に、当然耐久年数があると思うので、何というかきちんと除去する義務みたいなものが出来ているんですかね。

□ 事務局（村上主幹）

そのFITの関係で、新聞情報なんですけれども、去年の11月に太陽光発電施設の廃棄費用積み立てというのが、経済産業省の有識者作業部会で、将来の廃棄費用を事業者に強制的に積み立てさせるということ、2022年7月までに導入を目指したいというような新聞報道がありました。

□ 中村会長

はい、是非そうしていただきたいし、悪い業者だと会社を潰してそのまま消えるというケースも有りうると思うので、今は太陽光発電で良いのですけれど、固定買取価格、FITが終わった段階でどういう形で太陽電池そのものが処理されるのかということがちょっと心配です。

□ 中村会長

他いかがでしょうか。特にございませんでしょうか。

（発言なし）

□ 中村会長

はい、それでは、今後の管理について札幌市にきちんとやってくださいねというご意見があったんですけども、トータルとしては今回の開発行為に対して異議ありということはないように思います。ということで、この諮問を受けた北海道土地利用基本計画（計画図）の変更というのは、適当と認めて、その旨答申してもよろしいでしょうか。

（複数委員から「はい」の発言あり）

□ 中村会長

はい、ありがとうございます。それでは皆様のご賛同をいただきましたので、この基本計画の変更につきましては適当である旨、答申することに決定いたします。また、答申の文案と知事への提出につきましては私に一任いただくということでよろしいでしょうか。

(複数委員から「はい」の発言あり)

□ 中村会長

はい、ありがとうございます。それではその旨、進めさせていただきと思います。

本日、事務局から予定されていた議題は以上ですが、委員の皆様方から何かご意見等、全体を通じて何かお聞きしたいことありましたら、いかがでしょうか。

よろしいですか。

(複数委員から「はい」の発言あり)

□ 中村会長

はい、事務局の方から何かありますでしょうか。

□ 事務局（吉野課長）

ございません。

□ 中村会長

はい、事務局の方から何かありますでしょうか。

□ 中村会長

はい、それではこれもちまして、本日の審議を終了させていただきます。

□ 中村会長

冒頭に話があったとおり、お礼等も含めてご挨拶させていただきたいと思います。1期の任期が3年ですので9年やりました。代わられた委員もいるかもしれませんが、長い間、ご協力いただきましてありがとうございました。事務局におかれましても、私が始めた頃は、地図だけだったものを、写真など媒体を活かしながら、委員に対してより分かりやすく、きめ細かな情報が必要ということで変更したりしました。

今回、10名の委員が代わられるということで、また新しい体制で国土利用計画審議会をやっけていかれると思いますので、残られた委員の皆様方におきましては、引き続きよろしくお願ひします。私も昨年からの国土利用計画審議会委員になりましたので、国土の利用については、引き続き何らかの形で繋がっていくと思われまふ。何かのご縁でまた一緒にさせていただくことがあろうかと思ひますので、よろしくお願ひします。ありがとうございました。

□ 事務局（吉野課長）

中村会長、大変ありがとうございます。それでは局長よりお礼のご挨拶を申し上げます。

□ 事務局（谷内局長）

本日審議いただきました案件、本当にありがとうございます。後日答申をいただいた後です、ね、国土交通大臣から意見の聴取を経て、計画図の変更を決定し、公表してまいりたいと考えております。また、今、中村会長からもご挨拶いただきましたが、冒頭にも申し上げました、この1月31日をもって現委員の任期が満了となります。中村会長には3期9年間に渡って会長を務めていただきまして、この審議会の運営につきまして、いろいろなアドバイスをいただきながら、我々も工夫、改良させていただきましたが、まだまだ足りないことはこれからも引き続き努力してまいりたいと考えております。

また、本日ご出席いただいております、伊澤委員、石崎委員、大場委員、小野寺委員、迫田委員、塩越委員、平間委員、そして本日は欠席されておりますけれども、小林委員と多田委員の10名の皆様がですね、任期満了などによりまして、本日の審議を持ちまして、委員をご退任されることとなりました。皆様方の任期の間は、第5次北海道国土利用計画の策定や、第5次北海道土地利用基本計画の策定がございました。また、本日のように年2回は、こうした審議

会場で北海道土地利用基本計画図の変更のご審議をいただきまいました。この3年間で
すね、北海道の土地行政の推進にご協力をいただきましたことに、改めてお礼申し上げます。

退任される皆様方におかれましては、また、それぞれの立場ですすね、北海道の土地行政に
関しまして、いろいろな場面でご指導、ご協力をいただければ幸いです。また、引き
続き第16期の委員をお引き受けていただいております委員の方々につきましては、今後の当
審議会の運営に力添えを賜ればと思っております。中村会長をはじめ、委員の皆様、第15期
の審議会運営に関しまして、ご協力いただいたこと心からお礼申し上げます。本日はどうもあ
りがとうございました。

□ 事務局（吉野課長）

これで審議会を終了いたします。どうもありがとうございました。

(以上)